

Nature Conservation and anti-base Movement in Okinawa: A Case of "Save the Dugong" Movement

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/9737

沖縄における自然保護と基地反対運動の展開

—ジュゴン保護運動を事例として—

中島弘二

はじめに

2007年9月17日、沖縄ジュゴンを原告の一人とする一つの裁判がサンフランシスコ連邦地裁で結審した。この裁判は、名護市辺野古沖のサンゴ礁の海を埋め立てて建設される予定の米軍海上ヘリポートが日本で天然記念物に指定されているジュゴンの生存を脅かし、その生息域を破壊するものであり、米国の文化財保護法（National Historic Preservation Act: NHPA）¹⁾に反するものであるとして、米国防省とラムズフェルド国防長官（当時）を被告として2003年9月に連邦地裁に提訴されたものである。沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟として広く知られるこの裁判は、被告による訴状却下の申し立てをも退け、無事にすべての審理を終了し、2008年春の判決を待つのみとなった。

近年の沖縄における反基地運動・平和運動においては、希少な野生生物を保護することを通じて新たな軍事基地の建設や軍事演習の展開に歯止めをかけようとする運動が展開されている。上に述べたジュゴンの保護以外にも、例えば最近では米海兵隊北部訓練場の一部返還にともない予定されている新たなヘリパッドの建設に対して、ノグチゲラやヤンバルクイナなどの固有種・絶滅危惧種を含む希少な生物の生息地の保全をうたえてヘリパッド建設に反対する運動が東村高江地区を中心にして展開されている（WWF ジャパン・ブロッコリーの森を守る会 2007）。ローカルな自然保護団体のみならず、WWF（世界自然保護基金）やグリーンピースなど世界的な自然保護団体とも連動しながら展開されているこれらの活動はいまや国際的な注目を集めるまでになっている。地方政治における革新系勢力が伸び悩む状況のもとで、米軍基地の建設に反対する市民による草の根の抵抗運動とも連動したこうした自然保護運動は沖縄の反基地運動・平和運動において無視できない大きなうねりを生みだしつつあると言えるだろう。

そこで本稿ではこのような近年における自然保護と反基地運動・平和運動とのつながりを明らかにするために、上述の名護市辺野古への移設が予定されている普天間飛行場代替施設の建設をめぐるジュゴン保護運動の実態を明らかにするとともに、そうした運動において自然はどのようなものとして位置づけられているのかを検討する。そのうえで沖縄の反基地運動・平和運動における自然保護の意義と可能性について検討することを目的とする。

I 沖縄ジュゴンの保護をめぐる動き

1. 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

冒頭に述べた辺野古沖への米軍海上ヘリポート建設計画は、1996年に日米両政府の「沖縄に関する特別行動委員会（Special Action Committee on Okinawa: SACO）」最終報告で宜野湾市の米海兵隊普天間飛行場の全面返還が発表され、その代替施設として沖縄本島東海岸沖への海上ヘリポートの建設が予定されたことに始まる（図1）²⁾。ラムズフェルド国防長官をして「いつ事故が起きても不思議ではない」と言わしめた危険な普天間飛行場の代替施設を辺野古沖に建設することに対しては地元住民を含む多くの人々による熾烈な反対運動が展開され、1997年の移設の是非を問う名護市住民投票では反対が過半数を占めたにもかかわらず、海上ヘリポート建設計画は形を変えながらも依然として現在まで継続されている³⁾。

一方、地方政治の現場においては条件付きながらも受け入れ容認を掲げる市長や県知事が当選し、加えて日本政府による「米軍再編交付金」の自治体への支給を通じた利益誘導型の基地行政も進められる中で⁴⁾、米軍普天間飛行場の辺野古への移設反対を唱える反基地・平和運動はきわめて困難な状況に置かれていると言えよう。

そうした状況において、沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟は辺野古での新たな基地建設に対する抵抗の手段として大きな可能性を有するものと期待されている。そもそもこの訴訟は日本国内における米軍基地の建設にかかわるものであり、その意味で本来は日本の司法制度によって裁かれるべきものであるが、まず基地の設置主体が米国政府であるということ、そして米国の自然保護運動はこれまでに「自然の権利」訴訟で一定の成果を上げているという



図1 米軍普天間飛行場の移設計画

ことから今回の米国での提訴という事態となった。「奄美自然の権利訴訟」をはじめこれまで日本国内で争われてきた自然の権利訴訟の大半が棄却・却下ないし取り下げとなっていることにも示されるように（自然の権利セミナー報告書作成委員会 2004）、「自然の権利」は日本の司法現場においていまだ有効な法的権利として確立されているとは言い難い⁵⁾。そこで、絶滅危惧種などの希少な自然の原告適格をいち早く認め「自然の権利」訴訟で一定の成果をあげてきた米国においてジュゴン保護を訴えることによって、辺野古での新たな基地建設に歯止めをかけようとしたものが沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟である。

この訴訟においては、米国の法律によって日本国内の米軍基地の建設を規制できるかどうか、すなわち文化財保護法を含む米国環境法の域外適用が可能であるか否かが一つの重要な争点となるが、関根（2004）によればそれは十分可能とされている。本訴訟は米国国防総省に対し文化財保護法を遵守し、基地建設が沖縄ジュゴンに与える影響を評価する厳格なアセスメントをおこなうことを要求している⁶⁾。2007年9月にサンフランシスコ連邦地裁でおこなわれた最終公判に出席した原告の一人は、「米国のアセス法が適用されれば、ジュゴンの住む海に基地を造ることは難しくなる」として勝訴の見通しを報告しており（ヘリ基地いらない二見以北10区の会 2007）、沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟は普天間代替施設の辺野古への移設に対する歯止めとして大きな力を持ちうると期待されている。

このように今、ジュゴンは辺野古の海上基地建設をめぐる展開されている反対運動における拠り所の一つとして注目されている。そこで次節では沖縄で展開されているジュゴン保護運動の実態を明らかにすることを通じて反基地・平和運動と自然保護の関係を具体的に検討してみたい。

2. 沖縄ジュゴン保護運動の展開

(1) ジュゴン保護における科学的調査と研究

海上基地建設反対運動との関連で沖縄ジュゴンの保護に取り組んできた主な団体を表1に示した。これらの中でも沖縄ジュゴンの保護活動に最も早く組織的に取り組んだ団体の一つが「LOVE ジュゴン・ネットワーク（1999年6月に「ジュゴンネットワーク沖縄」に改称）」であった。同ネットワークは沖縄県内の研究者や写真家、作家などを中心として1997年11月に結成されて以降、研究者や自然保護運動家を講師として招いて講演会や公開講座、ジュゴン保護に関するシンポジウムを開催するとともに（表2参照）、内外の研究者や自然保護団体と協力しながらジュゴンの生態調査をおこない沖縄ジュゴンの生息状況を明らかにし

表1 沖縄ジュゴンの保護にかかわる主な団体

名称	所在地	設立年
ジュゴン保護基金	名護市	1999年10月
ジュゴン保護キャンペーンセンター	東京	2001年3月
LOVEジュゴン・ネットワーク（後に「ジュゴンネットワーク沖縄」に改称）	宜野湾市	1997年11月
じゅごんの里	名護市	2000年
沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団	那覇市	2003年9月
北限のジュゴンを見守る会	東京	1999年11月
沖縄環境ネットワーク	那覇市	1997年
日本自然保護協会	東京	1951年
日本環境法律家連盟	名古屋	1997年
WWFジャパン	東京	1971年9月
グリーンピース・ジャパン	東京	1989年4月

て、沖縄県や環境庁、文化庁、防衛施設局など（いずれも当時）にジュゴン保護の申し入れや要請行動をおこなった。

このような運動のスタルはそのほかの沖縄ジュゴンの保護にかかわる団体にもほぼ共通しており、その特徴はジュゴンに関する研究や実態調査に基づ

表2 沖縄ジュゴンの保護に関する主なシンポジウム、会議、講演会（2000～2006年）

(沖縄以外で開催されたものにはカッコを付した)			
開催年	名称	主催者	テーマ等
2000年2月	シンポジウム	WWFジャパン、ジュゴンネットワーク沖縄	沖縄のジュゴン保護のために
2000年3月	(日本生態学会総会)	(日本生態学会)	(ジュゴンが生息する沖縄島東海岸の亜熱帯サンゴ礁域の保護を求める要望書採択)
2000年4月	(ジュゴン・シンポジウム 於 京都、東京)	WWFジャパン、ジュゴンネットワーク沖縄、ジュゴン保護基金委員会、北限のジュゴンを見守る会	(沖縄のジュゴンを守るために)
2000年5月	ジュゴン・ワークショップ	ジュゴン保護基金委員会	
2000年7月	国際ジュゴン・シンポジウム	ジュゴン保護基金委員会、沖縄環境ネットワーク	ジュゴンと共に生きるもう一つの地域づくりの在り方を求めて
2000年9月	(日本哺乳類学会大会)	(日本哺乳類学会)	(「沖縄県に生息するジュゴンの保護を要望する決議」採択)
2000年10月	(第2回世界自然保護会議 於 アンマン)	(国際自然保護連合：IUCN)	(沖縄のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全勧告決議を採択)
2000年12月	自然の権利シンポジウム 2000	「自然の権利」基金、日本環境法律家連盟、WWFジャパン	沖縄ジュゴンは生き残れるか
2001年4月	ジュゴン・シンポジウム	ジュゴン保護基金委員会	
2001年7月	自然の権利シンポジウム 2001	「自然の権利」基金、同基金Okinawaチーム、日本環境法律家連盟	沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟とは？
2001年10月	(IUCN勧告1周年シンポジウム 於 東京)	(WWFジャパンほか9団体の共催*)	(沖縄島のジュゴン・ノグチゲラ・ヤンバルクイナをめぐる国際情勢)
2001年12月	学習会	ジュゴンネットワーク沖縄	ジュゴンをどう救出するか
2002年1月	シンポジウム	ジュゴン保護基金委員会、ジュゴン保護キャンペーンセンター	やんばるの自然と地域振興
2002年2月	(国連環境計画「ジュゴン報告書」の発表)	(国連環境計画：UNEP)	(「ジュゴンの現状と国別・地域別の行動計画」で沖縄ジュゴンに言及)
2002年9月	(ジュゴン国際シンポジウム、於 東京)	(WWF、日本自然保護協会、ジュゴン保護キャンペーンセンター)	(ジュゴンの研究と保全の行動計画)
2003年3月	第1回「軍事活動と環境」に関する国際ワークショップ	沖縄環境ネットワーク、沖縄大学地域研究所、日本環境会議	シンポジウム1：軍事活動と自然保護—米国の種の保存法とジュゴン保護—
2004年2月	緊急シンポジウム	沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団	辺野古海上基地問題を考える
2004年4月	緊急講演会	沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団	サンゴ礁学者から見た辺野古の海とボーリング調査
2004年5月	緊急講演会パート II	沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団、沖縄環境ネットワーク	環境学からみた海上基地計画のアセス「方法書」
2004年6-7月	国際サンゴ礁シンポジウム	沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団	沖縄ジュゴン保護のために
2004年9月	講演会	コーラル・ネットワーク、ジュゴンネットワーク沖縄、ジュゴン保護基金委員会	ジュゴンも棲むサンゴ礁の海
2004年11月	緊急シンポジウム	沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団	海上基地計画アセス手続きを撃つ
2004年11月	(第3回世界自然保護会議 於 バンコク)	(国際自然保護連合：IUCN)	(沖縄のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全勧告決議を採択)
2005年1月	ジュゴンシンポジウム	ジュゴン保護基金委員会	日本で唯一のジュゴン保護区を設置するために
2005年7～8月	(第9回国際哺乳類学会 於 札幌)	(国際哺乳類学会)	(WWFジャパン、ジュゴンネットワーク沖縄、ジュゴン保護キャンペーンセンター)
2005年11月	日本サンゴ礁学会大会	日本サンゴ礁学会	沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団、ジュゴンネットワーク沖縄
2006年3月	アジア太平洋ジュゴン保護ネットワーク・シンポジウム	WWFジャパン、日本自然保護協会、グリーンピース・ジャパン、ジュゴン保護基金委員会、ジュゴン保護キャンペーンセンター	ジュゴンと生きるアジアの国々に学ぶ

* WWFジャパン、日本自然保護協会、日本野鳥の会、日本雁を保護する会、野生動物救護獣医師協会、エルザ自然保護の会、沖縄環境ネットワーク、ジュゴン保護基金委員会、ジュゴンネットワーク沖縄、ジュゴン保護キャンペーンセンター

資料) ジュゴン保護キャンペーンセンター、ジュゴンネットワーク沖縄、沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団、沖縄環境ネットワークの各ホームページより作成

いて沖縄ジュゴンの危機に瀕した現状を明らかにし、それを根拠として沖縄ジュゴンの保護をうたえるというものである。こうした運動には専門的な研究者もかかわり大きな役割を果たした。例えば海棲哺乳類研究者の粕谷俊雄（三重大学：当時）を代表とする「ジュゴン

研究会」は 1998 年に航空機を用いたジュゴンの生息密度調査とジュゴンの餌となる海草の食み跡確認のための藻場調査をおこなったが、その結果、小個体群ながら沖縄近海に常住するジュゴンが確認され、その保護のための具体的な提言がなされた⁷⁾(ジュゴン研究会 1999)。これらの研究成果は LOVE ジュゴン・ネットワークの公開講座でも報告されるなどして、その後のジュゴン保護団体の活動に大きな影響を与えた。そのほか、2000 年 3 月の日本生態学会第 47 回大会総会において「ジュゴンが生息する沖縄島東海岸の亜熱帯サンゴ礁域の保護を求める要望書」が採択され、2000 年 9 月には日本哺乳類学会大会において「沖縄県に生息するジュゴンの保護を要望する決議」が採択されるなど、ジュゴンにかかわる専門的な研究者が科学的な見地から沖縄ジュゴンの保護に積極的にかかわっていった。

これらの成果を受けてジュゴン保護団体も活発な活動を展開した。ジュゴンネットワークと並んで精力的にジュゴン保護活動を続けている団体の一つに 1999 年に結成された「ジュゴン保護基金」がある。同基金は大浦湾をはさんで海上基地建設予定地の向かい側に位置する瀬高地区に事務所を構え、ジュゴン調査と各種フィールドワークを継続的におこなうとともに関係各所にジュゴン保護の必要性をうたえてきた。同基金の 2001 年の調査およびフィールドワークの内容(表 3)を見ると、その活動の緻密さに驚かされる。年 4 回おこなわれるジュゴンの目視調査と毎月おこなわれる海草の定点観測は現在も辺野古周辺の海にジュゴンが生息していることを実証し、その保護をうたえるための根拠となる科学的データを収集するためのものである。

ジュゴン保護基金をはじめ多くのジュゴン保護団体が日本政府に求めたことは、海上基地が建設されればジュゴンとその生息環境に深刻な影響を及ぼすことが予想されるため、まずは建設予定地とされる辺野古海域周辺のジュゴンとその生息域に関する包括的な環境影響評価をおこなうべきだというものである。この手続き的にみて至極当然な、ある意味ではき

わめて控えめとも言える要求に対してさえも、日本政府は「全国的な分布及び生態に関する資料が少なく、地域に即した効果的な調査手法の設定が困難な状況にある」⁸⁾という不明確な理由をたてに環境影響評価の調査をおこなおうとしなかったのである。こうした日本政府の姿勢に対して、ジュゴン保護団体はみずから

表 3 ジュゴン保護基金によるジュゴン調査とフィールドワーク (2001年予定分)

月	内 容
2月	第1回ジュゴン目視調査、海草の定点観測
3月	海草の定点観測
4月	やんばるの森の観察会、海草の定点観測
5月	第2回ジュゴン目視調査、マングローブの胎生種子の採取、海草の定点観測、オニヒトデの駆除
6月	サンゴの産卵の観察会、海草の定点観測
7月	水鳥の観察会、海草の定点観測
8月	第3回ジュゴン目視調査、浜辺の勉強会、海草の定点観測
9月	海草の定点観測
10月	星座の観察会、海草の定点観測
11月	第4回ジュゴン目視調査、海草の定点観測
12月	水鳥の観察会、海草の定点観測

ジュゴン保護基金 (2001) より作成

ジュゴンとその生息環境に関する科学的な調査をおこない、海上基地建設がジュゴンとその生息環境に対していかに深刻な打撃を与えるかということをやったえようとしたのである。それは日本政府に対して公正で偏りのない環境影響評価をおこなうことを求めるものであり、同時に、2003年に結成された「沖縄ジュゴン環境アセスメント監視団」に見られるように、そうした環境影響評価の過程を市民自身が監視し、そこに参画しようとする試みであると言えるだろう。

(2) ジュゴン保護のグローバル・ポリシー

沖縄ジュゴン保護運動のもう一つの特徴は、国際的な自然保護機関や団体との積極的な連携とそうした連携を通じたグローバル・ポリシーの展開という点である。中でも、前掲表2に示された2000年10月と2004年11月の二度にわたる世界自然保護会議へのジュゴン保護団体の参加とその会議において採択された「沖縄のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全勧告決議」、及び2002年2月に発表された国連環境計画（United Nations Environment Programme: UNEP）の「ジュゴンの現状報告と国別・地域別行動計画」（以下、「ジュゴン報告書」と記す）はその後のジュゴン保護活動をすすめるうえで大きな意味を持った。

世界自然保護会議は国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature and Natural Resources: IUCN）が4年に一度開催する大会で、WWFやシェラ・クラブ、日本自然保護協会、日本野鳥の会などの自然保護NGOのほか国家や政府機関も会員として参加する世界最大の自然保護の国際会議である。2000年10月にトルコのアンマンで開催されたその第2回大会でWWFジャパンや日本自然保護協会など日本国内の自然保護6団体⁹⁾が共同で提案した「沖縄のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全勧告決議」が採択された。この決議では沖縄東海岸の海域が希少な沖縄ジュゴンの生息域であること、そこに建設が計画されている米軍海上基地はジュゴンの生息環境を脅かす危険性を有していることを認識し、日米両政府に対し適切な環境影響評価とジュゴン保護のための対策を速やかに行うことを勧告している¹⁰⁾。国家会員として同会議に参加していた日米両政府は同勧告決議の投票に際し棄権したが、沖縄から参加したジュゴン保護基金のメンバーによる沖縄ジュゴンの実態に関するブース展示や連日の呼びかけなどもあり（ジュゴン保護基金 2001）、この勧告決議は多くの参加者の賛同を得るところとなり採択された。

このようなジュゴン保護への国際的な要請を受けて、日本政府は2001年にジュゴン調査に着手し、2004年からは環境アセスメントの手続きも始めたが、その進め方や方法が不適切・不十分であるとしてジュゴン保護団体や研究者から多くの批判を受けた（WWFジャパン 2004；亀山ほか2003）。さらに海上基地建設計画自体も見直されるどころか2002年7月には当初のヘリポート案よりも大幅に大規模化した軍民共用の海上基地建設の計画が発表されるなど、第2回世界自然保護会議の勧告で指摘された問題の解決に向けた実質的な進展が見ら

れなかったため、2004年にバンコクで開催された第3回世界自然保護会議では第2回とほぼ同様の内容の勧告決議が再度採択されるにいたった（WWF ジャパン 2004）。

一方、国連環境計画の「ジュゴン報告書」（Marsh et al. 2002）は世界各地のジュゴンの生息状況や問題点を報告し、今後のジュゴン保護のための行動計画を提起したものである。この報告書は国連環境計画の「早期警告およびアセスメント部門」によって発表されたもので、ジェームズクック大学（オーストラリア）のヘレン・マーシュ教授をはじめとする世界各国のジュゴン研究者の研究成果に基づいてまとめられたものである。同報告書はジュゴンの生態や危機的状況について専門的な見地から解説するとともに、その具体的な状況を地域ごとに詳しく説明している。日本のジュゴンについては、沖縄本島東海岸においてその生息が確認されていること、しかし開発にともなう海洋への赤土流入や海藻養殖にともなう網の設置、埋め立てなどによりジュゴンの餌場となる海草藻場が減少しつつあること、辺野古沖に建設が予定されている米軍海上基地がジュゴンに深刻なダメージを与える危険があることなどを指摘し、保護区の設定や漁業制限、大規模開発（海上基地建設を含む）への環境アセスメントの実施など沖縄ジュゴン保護のための具体的な提言をおこなっている（Marsh et al. 2002 : 41-46）¹¹⁾。

これら IUCN 勧告と UNEP 報告書は日本（および米国）政府に対して沖縄ジュゴン保護のために適切な施策をおこなうことを求めており、沖縄ジュゴンの保護を進めるうえで大きな国際的影響力を有しているといえる。もちろんこれら IUCN 勧告と UNEP 報告書はジュゴン保護のために必要な措置をとるよう日米両政府に求めるにとどまり、海上基地建設に対する「反対」を直接的に唱えているわけではない。しかしこれら勧告および報告書が提言する内容（ジュゴン保護区の設定や適切な環境影響評価など）を忠実に履行すれば、実質的に海上基地を建設することは困難とならざるを得ない。その点をふまえて、海上基地建設に反対するジュゴン保護団体は IUCN 勧告と UNEP 報告書の重要性を強調し、日米両政府に対してそれらの提言に従うよう求めているのである（ジュゴン保護基金 2001 ; ジュゴン保護キャンペーンセンター 2002 ; WWF ジャパン 2004）。

このほか、沖縄のジュゴン保護団体は WWF（世界自然保護基金）やグリーンピースなど国際的な自然保護団体や日本自然保護協会などの全国組織の団体と密接な協力関係を持ちつつジュゴン保護運動を展開してきた。例えば日本自然保護協会が 2002 年 7 月から辺野古や嘉陽など沖縄本島東海岸で継続的におこなってきたジュゴンの餌場となる海草藻場のモニタリング調査「ジャングサウォッチ」¹²⁾には、ジュゴンネットワーク沖縄やジュゴン保護基金など地元のジュゴン保護団体のメンバーが数多く参加している。またグリーンピースは 2005 年 3 月にレインボー・ウォーリア号を、2007 年 9-10 月にはエスペランサ号をそれぞれ辺野古に派遣し、地元のジュゴン保護団体のメンバーとともに海上阻止行動やデモンスト

レーションをおこなった。また WWF も地元のジュゴン保護団体の協力を得てジュゴンの生息環境の調査やジュゴン保護のスタディツアーをおこなうなどして地元団体と連携してきた。このほか前掲の表 2 に示されるように、各種のシンポジウムや講演会等も沖縄のジュゴン保護団体と WWF ジャパンや日本自然保護協会などの全国組織との共催という形をとっておこなわれることが多く、地元の活動家や住民だけでなく日本本土や海外からも多くの人々が参加している。また、2003 年 5 月には WWF ジャパン、日本自然保護協会、ジュゴンネットワーク沖縄、ジュゴン保護基金、ジュゴン保護キャンペーンセンターなど国内でジュゴンの保護に携わる団体および個人からなる連合組織の「日本ジュゴン会議」が設立され、保護区の設定や管理方法の明確化などジュゴン保護のための具体的な行動計画を策定するとともに、地域住民や研究者、行政担当者、一般市民を巻き込んだ広範な運動の展開を目指している。

(3) 「希少な自然」としてのジュゴン

自然保護運動において守るべき自然をどのような対象として位置づけるのかということは、単に学術的な意味においてのみならず、運動のインパクトや広がりという点でも重要な意味をもってくる。言い換えれば、その自然がどのような価値を持つと認識されるかが、その自然が守られるに値すると判断されるかどうかを左右すると言っても過言ではない。そこで以下ではジュゴン保護運動においてジュゴンがどのような存在として位置づけられてきたのかを検討してみたい。

沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟においては、沖縄ジュゴンが米国文化財保護法（NHPA）の規定する保護すべき「文化財」¹³⁾ に該当するとみなし、ジュゴンが生息する海域での海上基地建設は文化財保護法に違反するとしている。その論拠の一つは、沖縄ジュゴンが日本の文化財保護法において「天然記念物」と指定されていることにある。日本の文化財保護法は米国文化財保護法が準拠する史跡登録法に相当すると考えられ、そのため沖縄ジュゴンは米国文化財保護法の適用対象となりうるという主張である。またジュゴンは米国の「種の保存法」においても「絶滅危惧種」と指定されており、遺伝学的にも独特の特徴を有するとされる沖縄ジュゴンは今や成獣で 50 頭にも満たないと推測され、その保護は緊急の課題であると主張されている（以上はいずれも沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟の訴状¹⁴⁾ より）。

また前述の IUCN 勧告においてもジュゴンは IUCN が作成した絶滅に瀕した動植物のリストである『レッドリスト 2000 年版』において絶滅危惧Ⅱ類に分類されていること、上述の米国「種の保存法」において「絶滅危惧種」と指定されていること、とりわけ沖縄島周辺の個体群（沖縄ジュゴン）については日本哺乳類学会によって 1997 年に絶滅危惧種と指定されていること（日本哺乳類学会 1997：233）などが沖縄ジュゴン保護の根拠とされている¹⁵⁾。

UNEP 報告書においてはジュゴンが上述のように IUCN によって絶滅危惧種に指定されていることや、海洋性哺乳類としては唯一の草食性動物でありジュゴン科で現存する唯一の種で

あることをあげ、沖縄ジュゴンについては前述のようにそれが日本の文化財保護法によって「天然記念物」と指定されていること、水産資源保護法の施行規則（農林省令第四十四号）において採捕が禁止されている保護動物であることなどを、保護の根拠としてあげている。

以上のような「絶滅危惧種」あるいは「天然記念物」といった沖縄ジュゴンの位置づけはIUCN、UNEPなどの国際的な自然保護組織のみならず、前掲表1にあげたような沖縄ジュゴン保護にかかわる団体によってもほぼ共有されている基本的認識と言ってよいだろう。そこでは何よりも沖縄ジュゴンがいまや絶滅の危機に瀕している「希少な自然」であること、そしてそうした状況において米軍海上基地の建設は沖縄ジュゴンの限られた生息環境を破壊し、沖縄ジュゴンを絶滅に追いやってしまうおそれがあることが、海上基地建設反対の有力な根拠とされているのである。哺乳類学やサンゴ礁学、生態学などの専門的な科学研究の成果もそうした根拠を裏付けるものとして動員されている。

この点については冒頭で述べた米海兵隊北部訓練場をめぐるヘリパッド建設反対運動においても同様である。やんばるの森にはヤンバルクイナやノグチゲラをはじめとする地域の固有種（固有亜種も含む）やレッドデータに登録されている絶滅危惧種が数多く生息していることから、新たなヘリパッドとその進入路が建設され、そこで軍事演習が行われた場合、やんばるの森とそこに生息する数多くの野生生物に大きな悪影響を及ぼすと予想されるとしてヘリパッド建設の中止が求められている（WWF ジャパン・ブロッコリーの森を守る会 2007）。ここではジュゴン保護の場合と同様に、絶滅危惧種や地域固有種などの「希少な自然」を守ることが前面に出されており、ヘリパッドの建設はそうした「希少な自然」を脅かすものとして位置づけられているのである。

II 自然保護と地域社会

1. 「自然保護」という戦略

前章で述べたような「希少な自然」の保護を通じて新たな軍事基地の建設や軍事演習の展開に歯止めをかけようとする近年の動向を社会運動論の文脈で考えるならば、「自然保護」というフレームを提示することによって運動家のみならず一般の市民を含む多くの人々を動員し、反基地運動に親しみと正当性を付与する戦略の一つとして位置づけられるのかもしれない¹⁶⁾。1997年の名護市の住民投票において「移設反対」という結果が示されたにもかかわらず、そうした地元の意向を無視して「防衛は国の専管事項である」として強引に建設計画を推し進め、普天間代替施設の受け入れと引き換えに米軍再編交付金を支給するという日本政府の「アメとムチ」の政策に対して、海上基地建設反対運動が採った戦略は自然保護を通じてできるだけ広範かつ多様な人々の支持を得ることであった。

特定の政党による指揮のもとで政治的スローガンを掲げたり、労働組合や平和団体のメン

バーを組織的に動員する既存の反戦・平和運動とは異なり、自然保護を通じた基地建設反対運動は自然保護団体や自然科学者、および一般市民や個人を担い手として展開される草の根の反戦・平和運動である。そうした草の根の運動は政治的な党派性や組織的な利害にとらわれることなく、新たな次元で反基地運動を展開する可能性を有していると言えるだろう。

ジュゴン保護キャンペーンセンターの共同代表でジュゴン保護基金委員会委員でもあった宮城康博氏は 1999 年以降にジュゴン保護運動に積極的にかかわるようになった動機を次のように述べている。

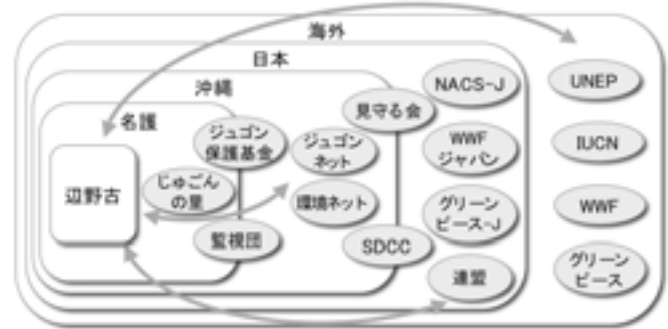
「このまま、沖縄の住民同士で自ら欲してもいない基地建設の問題でいがみ合わせられるわけにはいかないと考えていたわたしは、ジュゴンの保護を喚起することで、保革の政治的イデオロギーの衝突といった図式ではない地平で、この問題を訴求し、解決の道を模索したいと思っていた。…（中略）…絶滅危惧種であるジュゴンの危機を促進してまで沖縄に米軍基地を押し付けようとする非道さを世界に向けて発信することはできる。広範な人々にイデオロギーではなく参画してもらえ、沖縄の現状に対する認識をもってもらえるきっかけは得られるとわたしは考えた。」

（宮城 2002：37）

この当時、辺野古を含む名護市では普天間代替施設の移設受け入れをめぐる深刻な対立が生じていた。1996 年の SACO 最終報告で沖縄本島東海岸への普天間代替施設の移設が表明されて以降、1997 年 12 月の住民投票で「移設反対」の民意が示されたにもかかわらず、その直後に比嘉鉄也・名護市長（当時）が移設受け入れを表明して突然の辞任、1998 年 2 月におこなわれた市長選では基地建設推進派が推す保守系の岸本建男氏が基地建設反対を表明する革新系候補に勝利、同年 11 月には北部への軍民共用空港の建設を掲げる稲嶺恵一氏が基地建設反対を表明した大田昌秀前知事を破り沖縄県知事に当選、そして 1999 年 11 月 22 日に稲嶺知事が、翌月の 12 月 27 日に岸本市長が相次いで名護市辺野古沿岸域への米軍普天間飛行場代替施設の移設受け入れを表明するに至った。

つねに選挙の争点とされてきた基地建設問題をめぐっては複雑な利害関係や政治的な対立が絡み合い、賛成派と反対派の間で地域社会を二分するような対立が生じていたのである。そうした中で、保革の政治的イデオロギーの違いや組織的な対立とは異なる視点から新たな運動を展開し、政治的立場やイデオロギーの違いとはかかわりなくより多くの多様な人々に参画してもらうことを意図したジュゴン保護運動の意義は高く評価できるものだろう。とりわけこれまで米軍基地問題は沖縄の「地域問題」であるとしてあまり関心を持ってこなかった日本本土の一般市民や、米国を含む海外の多くの人々の目を辺野古に向けさせ、彼／彼女らにとっても共感しうる問題として米軍基地の問題をクローズアップすることに成功したことはジュゴン保護運動の大きな成果と言ってよいだろう。

以上の点をジュゴン保護運動の見取り図としてまとめたものが図2である。海上基地建設反対運動はジュゴン保護運動を通じて辺野古や名護というローカルなスケールを越えた全国的、国際的なネットワークを形成しながら展開されていたのである。もちろんこうしたネットワークは、ローカルなジュゴン



SDCC：ジュゴン保護キャンペーンセンター
 ジュゴンネットワーク：ジュゴンネットワーク仲調
 監視団：仲調ジュゴン環境アセスメント監視団
 見守る会：北限のジュゴンを見守る会
 環境ネットワーク：沖縄環境ネットワーク
 NACS-J：日本自然保護協会
 連盟：日本環境法律家連盟
 グリーンピース-J：グリーンピース・ジャパン
 ＊なお、矢印は関係の双方向性を表す

図2 ジュゴン保護運動の見取り図

ゴン保護団体からの、もしくは国際組織や全国組織の側からの一方向的な働きかけによって形成されるものではなく、前章で示したようなローカルな保護団体の国際会議への参加や、海外からの参加者を招いて地元で開催された国際シンポジウム、全国組織や国際組織との共同でおこなった科学的調査や研究などを通じて双方向的に形成されてきたものである。

沖縄県や名護市が北部振興と普天間移設問題は別問題であると繰り返し主張してきたにもかかわらず日本政府が移設受け入れと北部振興予算の支給を抱き合わせにして地元を受け入れを迫ってきたことに端的に示されるように、基地問題を沖縄の「地域問題」として局地化することで問題の解消を図ろうとする日本政府の戦略に対して、ジュゴン保護運動は逆に問題の全国化・国際化を図ることで新たな対抗空間を切り開こうとしたといえるだろう。

2. 異なる声-誰のための自然か-

自然保護にうったえて基地建設の問題性を主張しようとするこのようなジュゴン保護運動の戦略は、しかしながら海上基地建設予定地の周辺に暮らす地元の人々にとっても同様の意義を持ちうるだろうか。現場での丹念なフィールドワークに基づいて辺野古への普天間基地移設問題をめぐる地域住民の合意形成過程を明らかにした環境社会学者、熊本博之の一連の研究によれば、このような自然保護を重視する基地建設反対運動の戦略は必ずしも基地を抱える地元の人々にとって素直に受け入れられるものとは限らないようである。東京や大阪、あるいは那覇からやって来てジュゴン保護や環境保全の大切さをうったえる「よそ者」の自然保護運動家の主張は、経済的な困難に直面している地元の人々から見れば自分勝手な価値観の押しつけとみなされ、ときに反感さえ抱かれてしまう（熊本 2003）というのである。

この点について、2006年の3月と9月、および2007年11月に筆者が辺野古および周辺地域でおこなった聞き取り調査の結果をもとにして検討してみたい。事前の予備調査における

聞き取りで、ジュゴン保護運動や基地建設反対運動に対して地元辺野古の地域社会においては建設・土木関連業者、軍用地主、漁師を中心にして反発が強いことがわかった。建設・土木関連業者と軍用地主については米軍基地建設によって直接的に利益を得る層であるため彼らの反発は当初から予想していたことであつたが、地元漁師による反発は意外であつた。海上基地が建設されれば、補償金はもらえるかもしれないが、彼らの漁場もつぶされてしまい失業するおそれもある。海という自然を日々の生活の糧を得る場とする者として、むしろ先頭に立って反対運動に加わってもおかしくない当初筆者は考えていた。しかし現実とは違つたのである。そこで、まずは基地建設反対運動に対して批判的な立場をとる人が多い辺野古の漁師に聞き取り調査を試みた。以下にそのうちのいくつかを紹介したい。

<漁師 60代 男性 辺野古在住>

ジュゴンの保護は、まあ、いいと思いますよ。でも、わたしはずっとここで漁をしてきたけど、一度もジュゴンなんか見たことないですよ。だからジュゴンを守れと言われても、あんまりピンときませんね。それよりも農地の開発や土木工事やらで赤土が流れ込んできて「もずく」に影響が出る方が心配ですね。だからと言ってテレビなんかで報道されて、「もずく」が売れなくなっても困るけどね。

辺野古の漁師はもずく漁に従事している人が多く、この漁師もそうであつた。ジュゴンの保護に反対ではないが実感はわからないという意見は他の漁師からもしばしば聞かれた。また赤土流入による海の汚染についての報道が地元産のもずくの市場価値を下げてしまうことに対する不満も多く聞かれた。

<漁師 30代 男性 辺野古在住>

おれたちが基地建設に反対したって、政府が作ると言ったら作ってしまうよ。どうしようもないさ。(中略) それにテント村で座り込みしている連中のほとんどはよそから来た人ばかりで、みんな暇なんだよ。だけどおれたち稼がないといけないんだ。

基地建設に賛成ではないが反対しても仕方ないという意見は漁師に限らず地元の多くの人々から聞く声である。そこにはある種のあきらめと無力感が感じられる。一方で反対運動をおこなう人々に対しては、彼／彼女らの多くが「よそ者」であるということ、仕事もしないで日がな一日座り込みしていることに反発を感じるという声がしばしば聞かれた。

これらと同様の声は、一般に海上基地建設反対運動に協力的であるとみなされている汀間地区の漁師においても聞かれた。名護漁協汀間支部の漁師たちは辺野古沖での海上阻止行動に船団を組んで参加し、いわゆる「沖合案」の建設計画を実質的に中止に追い込むうえで大きな役割を果たしたとされている。しかし個々の意見は必ずしも一様ではないようである。

<漁師 50代 男性 汀間在住>

基地建設には反対だよ。大浦湾に基地ができれば歳とってから沿岸で刺網できなくなるかもしれないし、騒音なんかで普段の生活にも被害が出るんじゃないかと心配だから。(中略) 自然保護運動に対してはあまりいいとは思わんな。ジュゴン、ジュゴンって、なぜ今さらジュゴンなんだ。ジュゴンを見たことがある人なんて漁師の中でもほとんどいないよ。それより赤土問題をなぜ言わないんだ。そっちの方が重大問題だよ。(中略) おれたちにとって海は働く場だからこそ大事で、自然保護とは違うんだよ。

基地建設には「反対」だと明確に述べるこの漁師も、しかし「自然保護」とは一線を画している。彼にとって海はあくまで「働く場」であり、生計を維持する場なのである。それが脅かされるから基地建設に反対するという主張は明確である。この点はジュゴンという「希少な自然」それ自体に価値を見いだそうとするジュゴン保護運動と大きく異なるところである。また上の引用文には記さなかったが、上記の辺野古の漁師と同様に反対運動をしている人々に対する不信感や反発も述べていた点は付け加えておきたい。

続いて同じく汀間の漁師の意見を紹介したい。この男性は基地建設には明確な反対の意思を表明しており、自身も海上基地建設反対運動にかかわっている。ちなみに上記の汀間の漁師と同様に沖合漁を営む専業漁家である。

<漁師 50代 男性 汀間在住>

現在の沿岸案は実質的に大浦湾を埋め立てて軍港を作ろうとしている。大浦湾に大規模施設が建設されると潮の流れや波が大きく変わってしまい、魚介類の産卵場・繁殖場が壊されてしまうかもしれん。そうなれば沖合も含めて漁場は大打撃を受けるだろう。騒音もそうだけど、海への影響もどれくらいになるのかわからないので、建設には反対だ。(中略) ジュゴン保護自体は構わないが、世界遺産にでもなって自然保護区ができれば漁ができなくなってしまう。自然保護にはいいかもしれないけど、漁師としては困るよ。

海上基地建設反対運動にはたいへん理解のある漁師だが、それでもやはり反対の理由が「自然保護」とは異なる点は明確である。「自分はあくまで漁師として海にかかわっているのであって、いわゆる反対派の人たちと一緒にしてもらっては困る」とも述べていた。自然保護区の設定をめぐるのは、実際に前述の UNEP 報告書がジュゴン保護区の設定と網漁の禁止を提言しており、ジュゴン保護基金(2001)やジュゴン保護キャンペーンセンター(2002)も同様の提言をおこなっている。この点で漁師と保護団体との間に合意を形成することは容易ではないだろう。しかし同時に、上記の漁師が「守るべきものは守っていないと沖縄はだめになる。とにかくこれ以上の自然破壊を許してはいけない」と述べている点において保護運動との一定の接点もうかがえる。理由は違えど「海を守る」という点では同じなのである。

以上のように、海上基地建設反対運動とジュゴン保護をめぐる聞こえてくる地元の声は漁師だけに限ってみても必ずしも肯定的なものばかりではない。そこでは「守るべき自然」の理解をめぐるジュゴン保護運動と地元漁師との間で

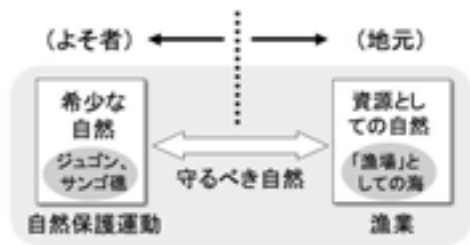


図3 「守るべき自然」の差異

大きな差異が認められる。自然保護運動にとって価値のある「希少な自然」としてのジュゴンは地元の漁師たちにとっては馴染みの薄い縁遠い存在であり、その保護は共感を呼びにくい。一方、漁師たちにとって意味のある自然は漁場としての海であり「資源としての自然」である。そうした自然が破壊されることに対しては海で働く者として大きな危機感を抱いている。そこには図3に示されるようにジュゴンやサンゴ礁などの「希少な自然」と、漁場としての海という「資源としての自然」との違いが存在するのである。さらにこうした「守るべき自然」の違いはしばしば「よそ者」と「地元」という立場の違いに結びつけられ二項対立的に語られてしまう。それゆえ基地建設反対運動の広範な展開を可能とするうえで、こうした二項対立に還元されない新たな自然像の提示が自然保護に求められていると言えるだろう。

おわりに

熊本（2005, 2006）は基地建設容認の人々も子どもの頃から親しんできた海を決して好んで埋め立てたいわけではない、限られた選択肢の中で今後の生活のことを考えて仕方なく基地建設を受け入れているに過ぎないと指摘する。実はこのような「海をつぶしたくない」という声は、基地に対して賛成・反対を問わず辺野古で暮らす多くの人々から聞かれる声なのである（宮城 2002：28；浦島 2002：294）。宮城（2002：23-28）は『辺野古誌』に付された「辺野古海域小地名図」を取り上げて、リーフ内外に付けられた多くの小地名はその地域で生きてきた人々と自然との長く深いつながりを示していると言い、そうしたつながりが基地建設によって失われることの痛みや悲しみに目を向けることの必要性を唱える。

「わたしは自然科学的見地からの環境影響評価だけでなく、このような海域を失うことが地域で生きる人々にどのような影響を与えるのか、社会科学的な環境影響評価を行うべきだと考えている。それが、引き裂かれ、苦しみ続けている地域の人々へのせめてもの礼儀であり、償いである。そうすることで失うものの大きさを地域の人々にしっかりと認識してもらい、そして最終的に地域の主権者が決する回路をしっかりと保証しておくべきであると考えている。」（宮城 2002：30-31）

この宮城の指摘は重要である。なぜならそれは「希少な自然」を柱とする従来の自然科学的な自然保護論を乗り越え、地域で暮らす人々の視点に基づく新たな自然保護論を構築する

可能性を有していると考えられるからである。人々はこれまで地域の自然とどのようにかかわってきたのか、そうしたかかわりはどのように生みだされ、維持され、失われていったのか¹⁷⁾。そのことに対する深い理解と公平な検討のうえに、これから地域の自然と人々の間にどのようなつながりを創り出していくのかを考えていくことが求められるのである。

そうした視点は必ずしも痛みや悲しみなどの情緒的・感情的なつながりばかりでなく、漁業や農業、建設業など様々な形で地域の自然とかがわってきた地域の人々の自然との多様なつながり方を射程におさめるものである¹⁸⁾。そこでは絶滅危惧種など学術的に価値のある「希少な自然」だけでなく、資源利用の対象とされてきた自然や平凡で身近な自然とのつながりにも目を向けることが必要だろう。それは上に述べたような「守るべき自然」をめぐる自然保護運動と漁業との二項対立的な図式を乗り越えるうえでも重要である。

実はこのような視点からの新たな自然保護と基地建設反対運動への取り組みはすでに始まっている。熊本（2003）は名護市東岸の瀬高地区で展開されている「じゅごんの里」によるエコツーリズムの活動を紹介し、その可能性に大きな期待を寄せている。熊本（2003）は、基地問題の根底に経済的な問題がある以上、地域の自然を保護することによって経済的利益が得られるという確信を地元の人々に持ってもらうことが必要であり、そのためには「よそ者」としての環境運動を媒介として地域の自然が有する「観光的価値」を掘り起こし、それを地域の人たちに認識してもらうことが重要だという。筆者は必ずしも熊本が言うように経済的利益を得るために地域の自然の「観光的価値」を掘り起こすことがエコツーリズムの意義だとは考えないが、少なくとも自然保護か漁業か、希少な自然か漁業資源かという不毛な二項対立を乗り越えるうえで、エコツーリズムは大きな可能性を有していると考えられる。

とりわけ熊本が目指す「じゅごんの里」のエコツーリズムと、同じく名護市東海岸に位置する嘉陽の海と森をフィールドとして「エコネット^{ちゅら}美」がおこなうエコツーリズムは、それぞれに性格を異にしながらも、シーカヤックやシュノーケリング、やんばるの暮らし体験など、地域の自然に親しむ様々な活動を通じて基地経済に依存しない新たな自然との関わりを模索している点で非常に興味深い。これらのエコツーリズムと反基地運動・平和運動との関連についてはあらためて別稿で論じる予定である。

注

- 1) 米国の National Historic Preservation Act を直訳すると「国家歴史保存法」となるが、それが意味するところは史跡や歴史遺産などの貴重な文化財の保護であり、その点をふまえて一般に「文化財保護法」と訳されている（関根 2004：32）。
- 2) 真喜志ほか（2000）は、辺野古に海上基地を建設する案はすでに 1966 年から計画されており、飛行場のみならず軍港や戦闘機装弾場を含む基地の近代化計画として立案されていたことを米側の公文書から明らかにしている。

- 3) 当初の計画では辺野古の沖合に長さ 1500×幅 600mのヘリポートを建設するという案だったものが後に長さ約 2,500m、幅約 730mの海上基地へと変更されたが、地元住民らの粘り強い反対運動によりこれらの計画は頓挫し、新たに 2005 年 10 月の日米安全保障協議委員会の協議によって、キャンプシュワブに隣接する大浦湾の一部を埋め立ててV路型の滑走路を 2 本擁する沿岸案へと変更された。
- 4) 2007 年 5 月に成立した米軍再編特別措置法に基づく米軍再編交付金は、同年 10 月 31 日に米軍再編にともなう基地移転や軍事演習の移転を受け入れた全国 33 の市町村が支給対象とされたのに対し、空母艦載機の移転受け入れに反対する山口県岩国市や普天間飛行場代替施設政府沿岸案の沖合への移動を要求する沖縄県名護市などは交付金の対象から除外されるなど、日本政府によるいわゆる「アメとムチ」の露骨な誘導政策がとられている。
- 5) もちろんそのことは、籠橋（2001）が指摘するように自然が有する独自の価値（例えば生物の多様性）を司法が一定程度認めたという点や、自然の権利訴訟が日本社会における自然と社会の関わり方をあらためて問い直したという思想的意義（鬼頭 2004）を否定するものではない。
- 6) 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟の英文プレスリリース（2003 年 9 月 25 日）による。同プレスリリースは、以下の〔自然の権利〕セミナーホームページで参照できる。
<http://homepage3.nifty.com/sizennokenri/Dugong/DUG030926prE.html>
- 7) ジュゴン研究会の調査に先立つ 1997 年の 5 月と 11 月と 2001 年の 9 月にも日本科学者会議に所属する研究者らによって沖縄米軍海上基地学術調査団が結成され、サンゴ礁、マングローブ、ウミガメ、魚介類、海洋汚染、住民生活への影響などが調査され、辺野古での海上基地建設が地域の生態系全体に致命的な被害を与える危険性を警告している（亀山ほか 2003）。
- 8) この発言は 2000 年 5 月 19 日に沖縄選出の参議院議員、照屋寛徳氏の質問書に対してなされた日本政府の答弁である（ジュゴン保護キャンペーンセンター 2002：193）。
- 9) WWF ジャパン、日本自然保護協会、日本野鳥の会、日本雁を保護する会、野生動物救護獣医師会、エルザ自然保護の会の 6 団体。
- 10) 同勧告は沖縄本島北部に生息するノグチゲラ (*Sapheopipo noguchii*) とヤンバルクイナ (*Gallirallus Okinawa*) についても、米軍北部演習場に建設が計画されている 7 カ所のヘリパッドとそれを結ぶ道路がそれら希少動物の生息環境を脅かすものであるとして、ジュゴンと同様の施策の必要性を明記している。なお、同勧告の邦訳はジュゴン保護キャンペーンセンター（2002：189-192）に収録されており、原文（英文）も以下の IUCN のホームページで読むことができる。
http://www.iucn.org/congress/2004/general/aman_resolutions/rec72.pdf
- 11) 沖縄ジュゴンの保護に関するこのような具体的な提言がなされた背景には、ジュゴンネットワーク沖縄やジュゴン保護基金、ジュゴン保護キャンペーンセンターなどの沖縄のジュゴン保護団体がヘレン・マーシュ教授をはじめとする多くの著名なジュゴン研究者を講演会や公開講座に招くなどして沖縄ジュゴン保護の国際的なネットワークを構築してきたことがあると思われる。
- 12) 「ジャングサ」とは「ジャン」（沖縄の言葉でジュゴンを指す）が食べる海草（sea grass）を意味する。日本自然保護協会がおこなった「ジャングサウォッチ」は 2002 年 5 月から 2005 年 9 月まで

- 予備調査や補足調査も入れて 14 回の調査がおこなわれ、その成果は『ジャングサウオッチ No. 4-シーグラスウォッチ調査・第 4 次レポート-』（日本自然保護協会 2006）にまとめられている。
- 13) 字義通りには史跡や建築物などの人工物を指すが、アメリカ先住民族とその文化にとって重要とみなされる文化的財産カルチュラル・アイテムや海外の世界自然遺産・世界文化遺産なども保護の対象となることが同法には明記されている。なお、米国文化財保護法 (NHPA) の全文は National Park Service (2006: 35-99)、もしくは以下の米国国立公園局のホームページで読むことができる。
- http://www.nps.gov/history/history/online_books/fhpl/nhpa.pdf
- 14) 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟の訴状は自然の権利セミナー報告書作成委員会 (2004)、もしくは以下の「自然の権利」ホームページで読むことができる。
- <http://homepage3.nifty.com/sizenokenri/Dugong/index-d.html>
- 15) 同勧告の中でジュゴンとともに保護の必要性が唱えられているノグチゲラとヤンバルクイナも IUCN レッドリスト 2000 においては絶滅危惧 I 類と分類されており、そのことが沖縄北部やんばる地域の亜熱帯林が生物多様性の保全にとって特に重要であることの根拠とされている (ジュゴン保護キャンペーンセンター 2002: 190)。
- 16) 一方、こうした戦略に対して基地建設容認派は「経済振興」というフレームを用いて「自然保護だけでは経済振興に結びつかない」と基地建設反対派を批判することで一種のフレーム抗争を展開したと熊本 (2004) は指摘している。
- 17) そのような観点から、過去の文献や聞き取り調査に基づいて沖縄の人々がジュゴンとどのような関係を築いてきたかを明らかにした北限のジュゴンを見守る会 (2005) の取り組みは高く評価される。
- 18) そこにはリーフ内での日常的な営みとしてなかば自給的におこなわれていた貝取りや釣りなど産業化されない生業である「マイナー・サブシステム」(松井 1998) も含まれるだろう。

文献

- 籠橋隆明 2001. 奄美自然の権利訴訟判決の意義について. 「自然の権利」ホームページ
<http://homepage3.nifty.com/sizenokenri/AM010130.html>
- 亀山 統一・佐次田 勉・大城 保英・宮城 義弘 2003. 『ジュゴンが危ない-米軍基地建設と沖縄の自然-』新日本出版社.
- 鬼頭秀一 2004. 日本における「自然の権利」運動を環境倫理学・環境社会学から意味づける. 自然の権利セミナー報告書作成委員会編『報告 日本における「自然の権利」運動 第2集』[自然の権利] セミナー: 97-122.
- 熊本博之 2003. 「よそ者」としての環境運動-名護市長選挙を事例に-. 早稲田大学大学院文学研究科紀要 第48輯 第1分冊: 97-105.
- 熊本博之 2004. ジュゴン、サンゴ礁、基地問題. 大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人編『社会運動の社会学』有斐閣: 133-135.
- 熊本博之 2005. 「辺野古」から辺野古へ. 軍縮地球市民 第2号: 65-71.

- 熊本博之 2006. 迷惑施設建設問題における地域住民の合意形成過程-普天間基地移設問題を事例に-. 地域社会学会年報 18 : 103-120.
- 自然の権利セミナー報告書作成委員会編 2004. 『報告 日本における [自然の権利] 運動 第2集』 [自然の権利] セミナー.
- ジュゴン研究会 1999. 『日本産ジュゴンの現状と保護-1997 年度プロ・ナトゥーラ・ファンズ第8期助成研究報告書-』 ジュゴン研究会.
- ジュゴン保護基金編 2001. 『ジュゴンの海は渡さない-いのちをつなぐ美(ちゆ)ら海を子どもたちに-』 ふきのとう書房.
- ジュゴン保護キャンペーンセンター編 2002. 『ジュゴンの海と沖縄-基地の島が問い続けるもの-』 高文研.
- 関根孝道 2004. 沖縄ジュゴンと環境正義-辺野古海上ヘリ基地問題と米国環境法の域外適用について-. 総合政策研究 16 : 11-52.
- 日本自然保護協会 2006. 『ジャングサウォッチ No. 4-シーグラスウォッチ調査・第4次レポート-』 日本自然保護協会. http://www.nacsj.or.jp/old_database/henoko/henoko-060623-hokoku.html
- 日本哺乳類学会編 1997. 『レッドデータ 日本の哺乳類』 総合出版.
- ヘリ基地いらぬ二見以北10区の会 2007. ジュゴン訴訟の報告会. ヘリ基地いらぬ二見以北10区の会ホームページ. http://kichi-iranai.jp/d_10kumovement/a_news/20071026/20071026.html
- 北限のジュゴンを見守る会 2005. 『沖縄のジュゴン保護のために確保すべき生息環境についてのヒアリング及び文献調査-歴史文化的側面のほりおこし、他の個体群・飼育個体との比較から-2004年度(第15期)プロ・ナトゥーラ・ファンズ助成活動報告書』 北限のジュゴンを見守る会.
- 真喜志好一・崎浜秀光・東恩納琢磨・高里鈴代・浦島悦子・真志喜トミ・国政美恵・南くみ子 2000. 『沖縄はもうだまされない-基地新設=SACO合意のからくりを撃つ-』 高文研.
- 松井 健 1998. 『文化学脱構築-琉球弧からの視座-』 榕樹書林.
- 宮城康博 2002. ジャンの海-ある闘いの記録-. ジュゴン保護キャンペーンセンター編 『ジュゴンの海と沖縄-基地の島が問い続けるもの-』 高文研 : 5-75.
- WWF ジャパン 2004. IUCN 勧告案「日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」に関するメモ. <http://www.wwf.or.jp/news/press/2004/p04102201.htm>
- WWF ジャパン・ブロッコリーの森を守る会 2007. やんばるの森にヘリパッドはいらない. WWF ジャパン・ブロッコリーの森を守る会 (パンフレット). 以下の WWF ホームページでも閲覧可能. <http://www.wwf.or.jp/activity/wildlife/lib/yanbaru0706.pdf>
- Marsh, H., Penrose, H., Eros, C. and Hugues, J. eds. 2002. *Dugong Status Reports and Action Plans for Countries and Territories*. Nairobi: UNEP.
- National Park Service 2006. *Federal Historic Preservation Laws: The Official Compilation of U.S. Cultural Heritage Statutes, 2006 Edition*. Washington, DC: Cultural Resources, National Park Service, U.S. Department of the Interior.